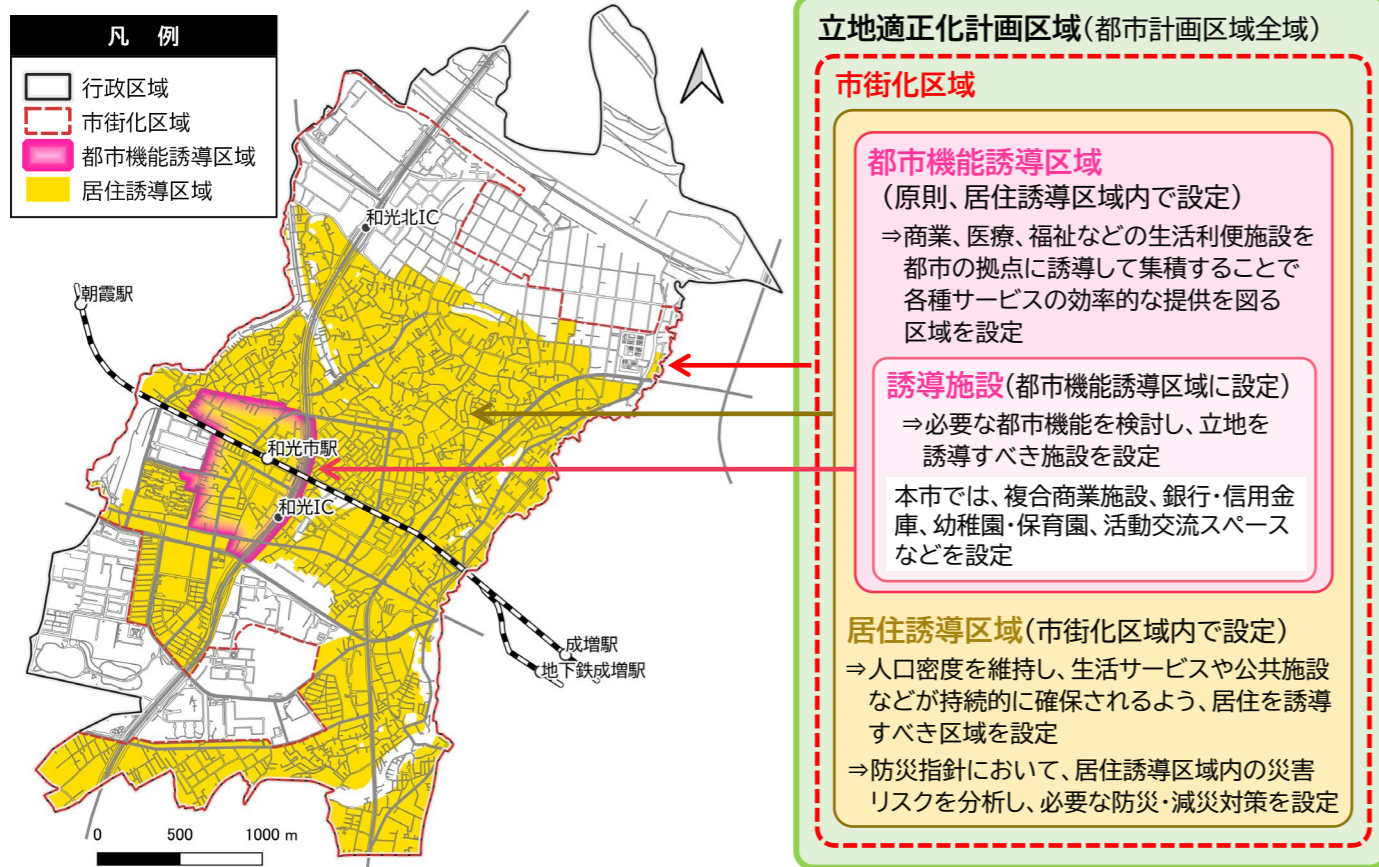


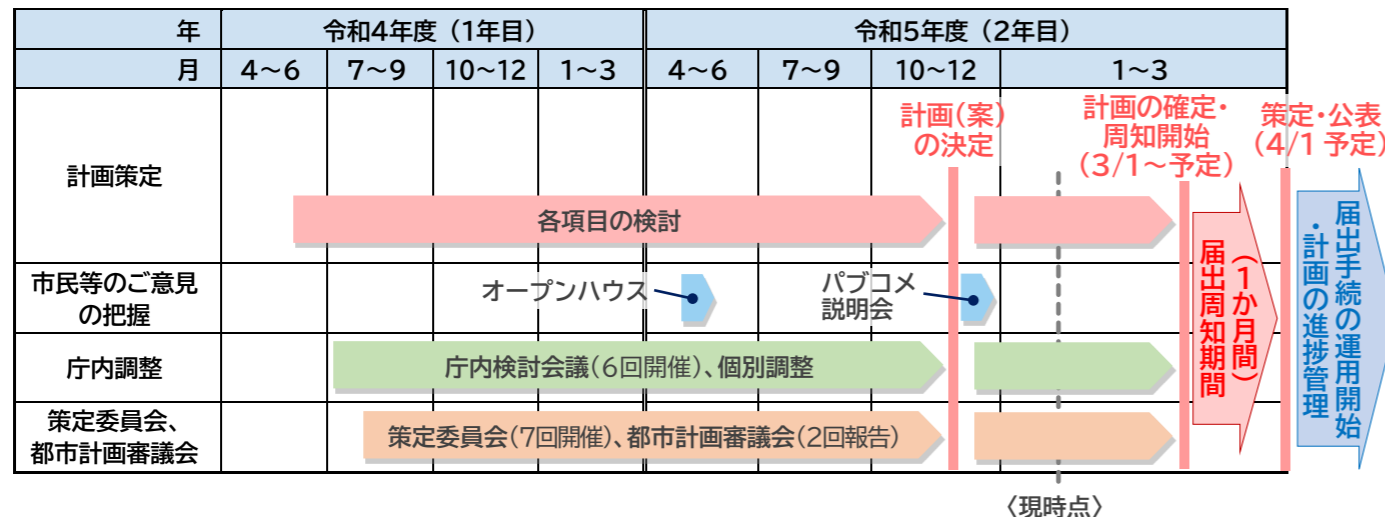
和光市立地適正化計画(案) 計画の概要と届出制度について

1. 立地適正化計画とは

- ◇全国的な人口減少及び少子高齢化を背景として、全ての世代の方が安心して快適に暮らすことができる生活環境や持続可能な都市経営の実現などが近年のまちづくりにおける課題となっています。こうした中、平成26(2014)年8月の改正都市再生特別措置法において立地適正化計画制度が創設され、国として「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進していくこととなりました。
- ◇立地適正化計画は、居住と居住に関わる商業、医療、福祉などの生活利便施設が適切に立地するよう時間をかけながら緩やかな誘導を図り、公共交通と連携した持続可能でコンパクトなまちづくりを推進する計画です。



2. 策定に向けたスケジュール



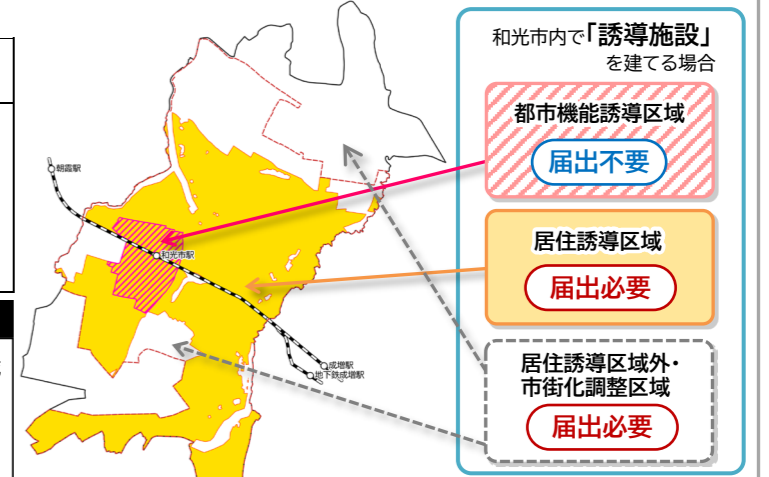
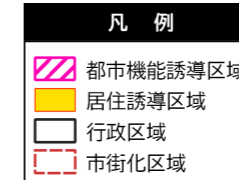
3. 届出制度について

立地適正化計画の策定により届出制度が義務付けられ、都市機能誘導区域内への誘導施設の誘導や、居住誘導区域内への住宅の誘導を緩やかに進めていきます。

【都市機能誘導区域外において届出の対象となる行為】

都市機能誘導区域外において誘導施設の建築の動向を把握するため、都市機能誘導区域外の区域において以下の行為を行おうとする場合は、原則として行為に着手する日の30日前までに市へ届出が必要です。(都市再生特別措置法第108条第1項)

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合



【都市機能誘導区域内において届出の対象となる行為】

都市機能誘導区域内において、本計画で設定した誘導施設となっている既存施設について、休止または廃止する場合は、休止または廃止の日の30日前までに市へ届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条の2第1項)

休廃止	都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止しようとする場合 ※休止：施設の再開の意思がある場合 ※廃止：施設の再開の意思がない場合
-----	--

【居住誘導区域外において届出の対象となる行為】

居住誘導区域外において住宅開発などの動向を把握するため、居住誘導区域外の区域において以下の行為を行おうとする場合は、原則として行為に着手する日の30日前までに市へ届出が必要です。(都市再生特別措置法第88条第1項)

開発行為	◇3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 (例) 届出必要 3戸の開発行為
	◇1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為において、1,000m ² 以上の規模のもの (例) 届出必要 1,300m ² で1戸の開発行為 届出不要 800m ² で2戸の開発行為
建築等行為	◇3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ◇建築物を改築、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合 (例) 届出必要 3戸の建築行為 届出不要 1戸の建築行為

